

事業継続計画書（ひな形）

建設業編

平成24年 7月31日策定
令和 3年 6月11日改定

（第15版）

〇〇〇〇株式会社

1. 目的

当社は、大規模災害発生時において、緊急復旧の第一線を担う建設業としての社会的ニーズに応え、その使命を全うするため重要業務を継続し、持てる能力を最大限発揮できるようにするため、「事業継続計画」を策定するものである。

2. 基本方針

事業継続計画は、次の点を柱に策定行うものとする。

(1) 会社機能の維持・復旧

従業員の安否確認と業務継続可能人員を把握し、資機材の確保を行い、さらに協力会社を含めた緊急施工体制を早期に確立する。

(2) 被害状況の確認と二次災害の防止

施工中の現場の被害状況を確認し、被害の拡大及び二次災害の発生を防止し、周辺地域へ被害が拡大・拡散しないようにする。

(3) 復旧活動への協力・支援

災害協定に基づく復旧活動は当然とし、本社並びに各現場周辺の地域における復旧・救助活動にも積極的に協力、支援を行う。

3. 重要業務の選定と目標時間の把握

(1) 受ける被害の想定

当社(本社)が受ける災害は、国、和歌山県及び和歌山市が策定しているハザードマップ等から以下のとおり想定される。

A-2-1 自社の地域で懸念されている災害の一覧

リスクの種類	リスクの内容	懸念される事業所	被害の種類	被害の概要及び程度	対応の優先順位
地震 1	南海トラフ巨大地震による震度 7 の地震	本社 岩出営業所	建物倒壊 建物損壊	半壊 一部損壊	1
地震 2	中央構造線による震度 6 強の地震	同上	建物損壊	一部損壊	2
地震 3	東海・東南海・南海地震による震度 6 弱の地震	同上	建物損壊	一部損壊	3
津波	南海トラフ巨大地震による津波	本社	浸水深さ 2.0m 未満	1 階床上浸水	4
大規模水害	紀の川氾濫による洪水	同上	浸水深さ 0.5 ～3m 未満	1 階床上浸水	5

※1 各リスクの根拠は、以下に示す巻末添付資料による

地震 1 : 資料 a 「和歌山県地震被害想定調査震度分布図①」

地震 2 : 資料 b 「和歌山県地震被害想定調査震度分布図②」

地震 3 : 資料 c 「和歌山県地震被害想定調査震度分布図③」

津波 : 資料 d-①、d-② 「和歌山市域 津波浸水予想図」

大規模水害：資料 e—①、e—②、e—③「紀の川洪水ハザードマップ」

※2 洪水浸水高は、和歌山市発行間令和 2 年版の洪水ハザードマップによれば前回浸水域のすぐ外側にあった当社は、0.5～3m 未満の区域に入ることとなったが、前回安全側を考慮し 1 階床上浸水としていたので今回特に追加の対策はしない。

A-2-2 建物の耐震性に関する状況把握

施設名	構造・階数	建築時期	S56 年 6 月以前か	耐震診断・補強の有無	目視による異常(その内容)	耐震性診断・工事の予定等
本社社屋	鉄骨造 2階建	S53年 7月	以前	実施	無し	済
資材倉庫	鉄骨造平屋建 中2階付	H8年 12月	以降	実施	無し	無し
岩出営業所(代替拠点)	鉄骨造 2階建	H11年 1月	以降	実施	無し	無し

(2) 重要業務の選定

災害発生後の優先的に取り組むべき重要業務について、下表のとおり影響度を把握・検討し総合順位を決定する。

A-2-3 重要業務の候補の影響度比較表

重要業務名	判断要因	利益への影響	売上への影響	資金繰り	協定先、発注者等との関係	社会的影響・批判	評価点	重要度の総合判断の順位
施工中現場の被害状況の確認・二次災害防止		3	2	1	5	5	16	1
関係する行政機関に対しての連絡調整		4	4	1	5	5	19	1
災害協定業務の着手		4	4	4	5	5	22	1
災害協定以外の復旧の着手		2	2	3	3	3	13	2
自社施工中工事の継続		3	2	3	4	1	13	2
近隣の救助活動		1	1	1	2	5	10	2
自社施工済み物件の点検復旧支援		1	1	1	3	2	8	3

※1 影響度の配点：(5点:重大、4点:大、3点:中、2点:小、1点:軽微)

※2 評価点の算出：各配点の合計

※3 総合判断順位：15点以上1位、10点以上2位、10点未満3位

(3) 重要業務の目標時間の把握

上記で検討した重要業務の対応時間の目標を下表のとおり、就業時間内と就業時間外(夜間・休日)で分けて検討する。検討根拠は、巻末資料 f による。

A-3-1(1) 重要業務の目標時間の検討表(就業時間内)

重要業務名	判断要因	重要度	現段階で可能な対応時間	今後実施する対策による時間短縮の見込み	目標時間 (経営判断による)
① 施工中現場の被害状況の確認・二次災害防止		1	6 時間	0 時間	6 時間
② 関係する行政機関に対しての連絡調整		1	4 時間	0 時間	4 時間
③ 災害協定業務の着手		1	1 日	0 時間	1 日
災害協定以外の復旧の着手		2	2 日	0 時間	2 日
自社施工中工事の継続		2	1 週間	0 時間	1 週間
近隣の救助活動		2	半日	0 時間	半日
自社施工済み物件の点検・復旧支援		3	2 週間	0 時間	2 週間

A-3-1(2) 重要業務の目標時間の検討表(就業時間外)

重要業務名	判断要因	重要度	現段階で可能な対応時間	今後実施する対策による時間短縮の見込み	目標時間 (経営判断による)
① 施工中現場の被害状況の確認・二次災害防止		1	半日 (近住社員等による代行実施)	0 時間	半日
② 関係する行政機関に対しての連絡調整		1	6 時間	0 時間	6 時間
③ 災害協定業務の着手		1	1 日	0 時間	1 日
災害協定以外の復旧の着手		2	2 日	0 時間	2 日
自社施工中工事の継続		2	1 週間	0 時間	1 週間
近隣の救助活動		2	半日	0 時間	半日
自社施工済み物件の点検復旧支援		3	2 週間	0 時間	2 週間

※ 目標時間は、近畿整備局が目安としている就業時間外における次の目標時間(表中業務番号 ①:半日、②:6時間、③:1日)を基準としている。時間短縮については、当社の工事種別・形態(海域、山間部が多い)、地域特性等を勘案すると、現時点では困難と判断される。

(4) 重要業務の対応の全体手順

設定した目標時間をもとに、対応の全体手順を災害初期における就業時間内、就業時間外(夜間・休日)並びに初期以降全体手順に分けて以下のとおりとする。

A-3-2(1) 全体手順初期：就業時間内

時 間	対 応 手 順	備 考
直後	<p>来訪者・社員等の負傷者対応、避難誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者、社員等の負傷者、要救助者を救助・応急手当を行う。また、安全区域へ避難誘導する。 ・火災に際しては初期消火を行い、119番通報する。 ・必要に応じ、非常持ち出し書類を持ち出す。 ・可能なかぎり近隣の救助活動に対応する。 	
直後～ 2時間	<p>安否確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部署の責任者(又は代理者)が自部署(作業所含む)の社員の安否確認を行う。また、来訪者の安否も確認する。 ・外出者、休暇者等不在者の安否確認を行う。 ・安否確認結果(確認の有無を含め)を災害対策本部に報告する。 	
直後～ 2時間	<p>対応拠点の被害状況調査(代替連絡拠点：岩出営業所も含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社屋、設備の被害状況を確認する。 ・社屋、重要設備の使用可能性を検討・判断する。必要に応じ岩出営業所の活用を決定する。 ・余震その他状況変化による異常を継続監視する。 ・必要に応じ、社屋・設備への応急処置を実施する。 	
1～ 4時間	<p>災害対策本部立ち上げ・関係機関との連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部を本社2階執務室に立ち上げる。 ・4時間以内に、関係する行政機関等に工務部長(代理 工務部次長)が自社の概況と協定等の業務への対応可能性を連絡し、今後の連絡手段を確認する。 ・重要連絡先(施工中現場の施主含む)に当方の概況を連絡し、先方の情報を入手する。 ・先方に連絡がつかない場合、直接出向くことも検討する。 ・緊急参集メンバー以外の社員に必要な指示を連絡する。 	
6時間以 内	<p>施工中現場の被害状況確認、二次災害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工中現場の状況を各作業所で確認し報告する。 ・二次災害の発生可能性を調査し、必要な防止措置に着手する。 ・危険があれば、周辺地域や関係組織に緊急通報する。 ・半日経過後も必要な防止措置完了するまで対応を継続する。 	

1日以内	<p>災害協定業務の着手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害協定業務をどの程度実施できるか、人材・資機材調達、協力会社の現状を把握して、自社の現存能力を判断する。 ・重要業務(上述の関係する行政機関への連絡、二次災害の防止等を除く)について、着手や実施の可能時間の見積もりを開始する。 ・この見積もりに必要な情報を関係先から積極的に収集する。 ・救済や復旧工事の発注者等からの要請を受け、随時連絡調整する。 ・優先度の高い重要業務から、体制が整い次第着手する。1日以内には必ず災害協定業務に着手する。 ・なお、想定していなかった地域での救出支援要請等があれば合わせて対応を検討する。 	
------	--	--

A-3-2(2) 全体手順初期：就業時間外(夜間・休日)

時 間	対 応 手 順	備 考
直後	<p>自己及び家族の安全確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己及び家族の安全を第一とし確認する。状況に応じ救出、初期消火などを行い、二次災害を防止する。 ・避難の必要があれば、避難所等に向かう。 ・一応の対応が完了し、行動に余裕ができたなら必ず伝言ダイヤル 171 に安否等を録音する。 	
直後～ 2時間	<p>社員の安否及び参集可能性の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否確認要領に従い、全社員の安否確認と参集予定者に対し参集の可能性の確認を行う。 ・連絡が無い社員には、安否確認担当者が連絡を行う。 ・安否確認結果を災害対策本部長等に報告する。 	
直後～ 4時間	<p>緊急参集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部が設置される災害が発生したら、災害対策本部のメンバーは本社へ、現場担当者は各自の持ち場へ自動参集する。岩出営業所への参集が早い者は、営業所に参集する。 ・それ以外の社員で、安否確認が済み、家族・家屋が無事で参集可能なものは、逐次本社又は岩出営業所に参集する。 ・早期に参集したメンバーは、会社幹部の所在・安否を優先的に把握する。 	
直後～ 6時間	<p>対応拠点の被害状況調査(代替連絡拠点：岩出営業所も含む)、二次災害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社屋、設備の被害状況を確認する。 	

直後～ 6時間	<ul style="list-style-type: none"> ・社屋、重要設備の使用可能性を検討・判断する。岩出営業所も同様に調査・把握する。 ・余震その他状況変化による異常を継続監視する。 ・必要に応じ、社屋・設備への応急処置を実施する。 ・可能なかぎり近隣の救助活動に対応する。 	
2～ 6時間	<p>災害対策本部立ち上げ・関係機関との連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部を本社2階執務室に立ち上げる。 ・6時間以内に、関係する行政機関等に工務部長(代理 工務部次長)が自社の概況と協定等の業務への対応可能性を連絡し、今後の連絡手段を確認する。 ・重要連絡先(施工中現場の施主含む)に当方の概況を連絡し、先方の情報を入手する。 ・先方に連絡がつかない場合、直接出向くことも検討する。 ・緊急参集メンバー以外の社員に必要な指示を連絡する。 	
半日以内	<p>施工中現場の被害状況確認、二次災害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工中現場の状況を各作業所で確認し報告する。 現場担当者が対応できない場合、近在の社員又は協力会社で対応可能な者を代行させる。 ・二次災害の発生可能性を調査し、必要な防止措置に着手する。 ・危険があれば、周辺地域や関係組織に緊急通報する。 ・半日経過後も必要な防止措置完了するまで対応を継続する。 	
1日以内	<p>災害協定業務の着手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害協定業務をどの程度実施できるか、人材・資機材調達、協力会社の現状を把握して、自社の現存能力を判断する。 ・重要業務(上述の関係行政機関への連絡、二次災害の防止等を除く)について、着手や実施の可能時間の見積もりを開始する。 ・この見積もりに必要な情報を関係先から積極的に収集する。 ・救援や復旧工事の発注者等からの要請を受け、随時連絡調整する。 ・優先度の高い重要業務から、体制が整い次第着手する。1日以内には必ず災害協定業務に着手する。 ・なお、想定していなかった地域での救出支援要請等があれば合わせて対応を検討する。 	

A-3-2(3) 全体手順初期以降

時 間	対 応 手 順	備 考
1 日以内	社内対応体制の整備 ・業務に必要な設備・備品等の片づけ・整理・復旧を行う。 ・社内常駐社員に対する食糧等の物的支援を行う。 ・災害対策本部メンバー以外の参集社員の役割を整理し、重要業務への再配置を決定・指示する。	
1～2 日	施工体制の整備 ・自社保有資機材の被災状況、使用可能状況等現状把握を行ない、可能な限り復旧する。 ・協力会社、資材調達先の復旧・稼働状況を確認する。 ・資・機材の代替調達先を確認する。 ・稼働できる技術者数を確認し、不足があれば代替要員(O B 等)を確保できるか検討する。	
1～2 日	代替連絡拠点の整備 ・本社が使用不可となった場合に、岩出営業所が業務量の増加に耐え得るか検討し、必要な設備の増強又は、さらに代替施設を確保する必要があるか検討・対応する。	
1～2 日	災害協定以外の復旧の着手 ・災害協定業務の着手状況と自社対応能力を勘案し、協定以外の復旧の依頼に応じられるか検討する。	
2 日～ 2 週間	自社施工済み物件の点検・復旧支援 ・自社施工済み物件のうち、ライフラインに直結するもの、緊急を要するもの等重要物件の状況を確認し、発注者の依頼に応じ、順次着手する。	

4.災害時の対応体制

(1) 社員及び家族の安否確認方法

災害発生後、できるだけ速やかに社員の安否を確認するため、確認方法を事前に取り決め、全社に周知するとともに、定期的に訓練して災害時に有効に機能するよう以下のとおりとする。

B-1-1 安否確認方法一覧表

(令和3年6月11日現在)

安否確認の責任者	責任者：〇〇〇〇 代理者：① 〇〇〇〇、② 〇〇〇〇、③ 〇〇〇〇 ※代理者は番号順に代行する。③は、岩出営業所対応
安否確認の担当体制	和歌山市中南部担当者：〇〇〇〇 和歌山市北部担当者：〇〇〇〇 紀北地域担当者：〇〇〇〇 海南市域担当者：〇〇〇〇 船舶(新星)担当者：〇〇〇〇
安否確認の実施場所	本社(総務部)、代替実施場所(岩出営業所)
安否確認の方法・手順	本社責任者又は代理者の代行順に携帯メールを一斉発信し、返信により安否を確認集計する。各社員は、30分以上メールの受信が無い場合は、自ら連絡するか、災害用伝言ダイヤル171か又はweb171で安否情報を登録する。
安否確認の発動条件	①和歌山県北部における震度6弱以上の地震 ②和歌山県北部における波高0.5m以上の津波 ③紀の川による洪水 ④その他上記以外でも相当の被害が出た場合に、災害対策本部長が必要と判断したとき
連絡が取れない場合の対応	①勤務時間内 各現場においては、直近にいる他の社員を現場に派遣するか又は協力会社からの情報により確認する。 ②勤務時間外 地区担当者が、他の連絡方法・地域の情報あるいは近住の社員を派遣し確認する。
死者が出た場合の社内情報の共有方策	①安否確認責任者が状況を取りまとめ、災害対策本部に報告する。 ②災害対策本部から被災者の所属部署及び必要部署に通知する。 ③業務中の被災であれば、対外関係箇所に報告する。 ④災害対策本部で遺族等への支援要員を選抜し、必要に応じて派遣する。

	△△△-△△△-△△△△	SMS △△△-△△△-△△△△	△△△-△△△-△△△△	
(紀中・紀南地区)				
	△△△-△△△-△△△△	SMS △△△-△△△-△△△△	△△△-△△△-△△△△	
	△△△-△△△-△△△△	SMS △△△-△△△-△△△△	△△△-△△△-△△△△	
(新星班)				
	△△△-△△△-△△△△	SMS △△△-△△△-△△△△	△△△-△△△-△△△△	
	△△△-△△△-△△△△	SMS △△△-△△△-△△△△	△△△-△△△-△△△△	
	△△△-△△△-△△△△	SMS △△△-△△△-△△△△	△△△-△△△-△△△△	
	△△△-△△△-△△△△	SMS △△△-△△△-△△△△	△△△-△△△-△△△△	
	△△△-△△△-△△△△	SMS △△△-△△△-△△△△	△△△-△△△-△△△△	
	△△△-△△△-△△△△	SMS △△△-△△△-△△△△	固定電話無し	
	△△△-△△△-△△△△	SMS △△△-△△△-△△△△	△△△-△△△-△△△△	
	△△△-△△△-△△△△	SMS △△△-△△△-△△△△	△△△-△△△-△△△△	

(2) 周知と訓練

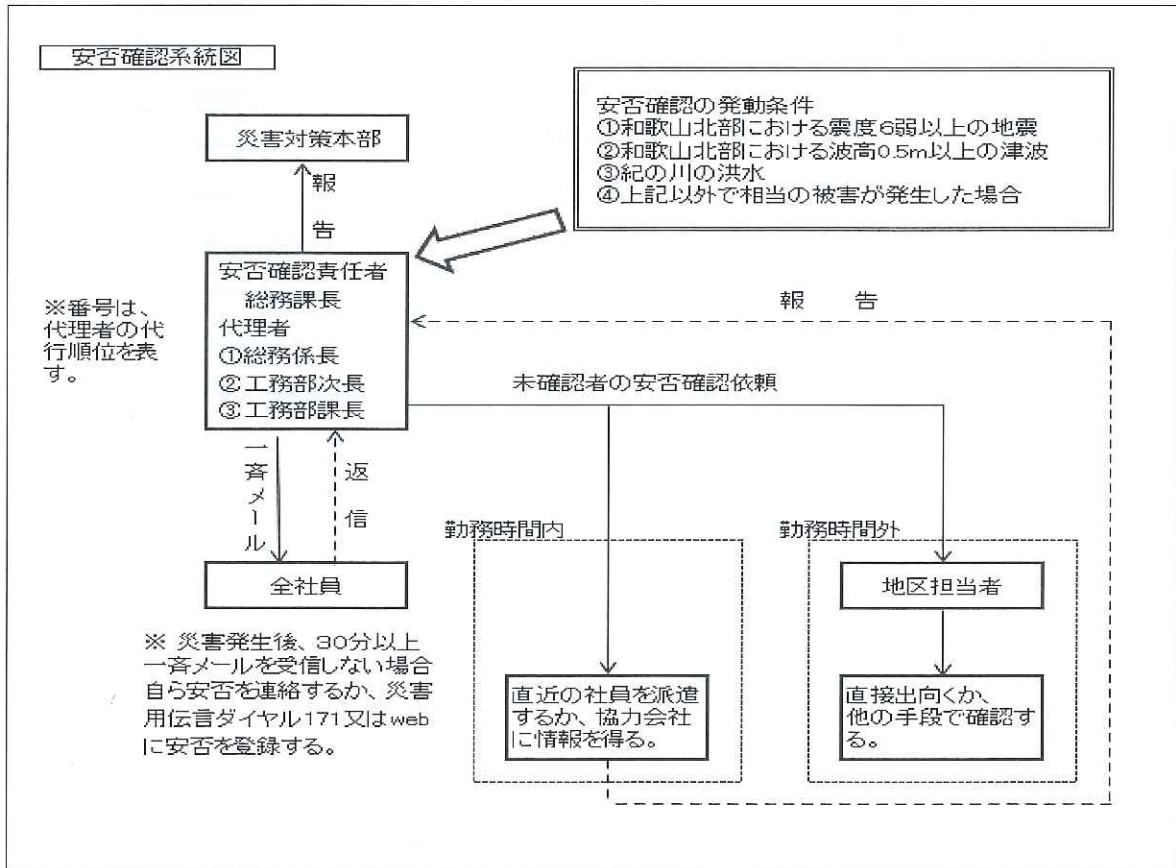
前項の確認方法と体制は、次の方法により周知し、訓練を行う。

① 周知の方法

安否確認系統図を野帳サイズの資料として全員に配布・周知する。

B-1-3 各社員への周知

(令和3年6月11日現在)



② 訓練

安否確認は、定期的に訓練し、問題点を把握し、体制・方法の改善に資するとともに、全社員の習熟度を高めるものとする。

具体的な訓練計画については、「8.訓練及び改善で実施」で計画する。

(3) 社員等の安全確保

- ① 地震発生時には、本社社屋内及びその敷地内にいる顧客、来客、社員等について適切に避難し、安全を確保するための方策は以下のとおりとする。

B-1-4 来客、社員(協力会社等含む)の避難・誘導方法 (令和3年6月11日現在)

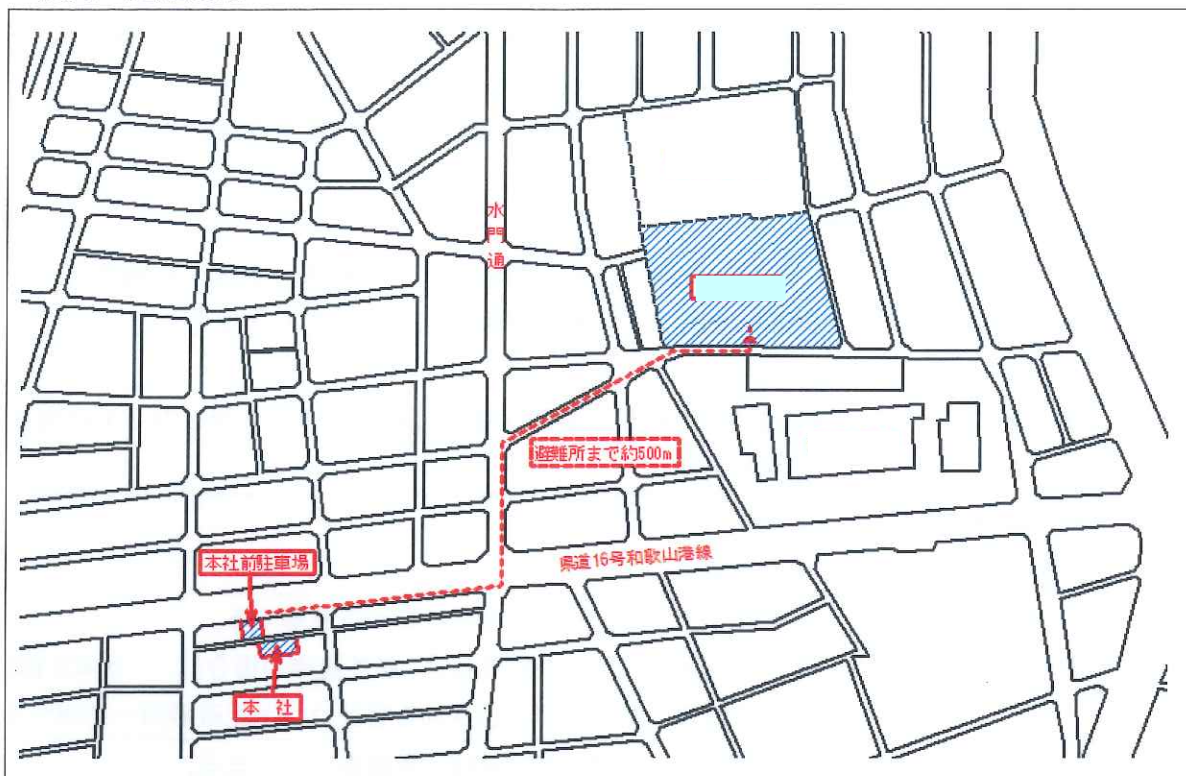
事業所名	本社社屋
避難誘導責任者 同上代理人	責任者：〇〇〇〇 代理人：〇〇〇〇
顧客、来客の誘導方法	応接している社員が、責任を持って誘導する。 屋内避難の場合は2階執務室、屋外避難の場合は、一旦本社前駐車場に避難し、津波が予想される場合は、下記避難所へ誘導する。
社員等の避難方法	建物倒壊の危険が無ければ、各部署にとどまる。 屋外避難の場合は、一旦本社前駐車場に避難し、津波が予想される場合は、非常持出し書類とともに下記避難所へ避難する。
避難経路	別図参照
一時避難集合場所	本社前駐車場
津波避難所	雄湊公園(南入口から公園グラウンドに集合し、点呼・確認する。)

② 訓練

避難・誘導は、定期的に訓練し、問題点を把握して体制・方法の改善に資するとともに、全社員の習熟度を高めるものとする。

具体的な訓練計画については、「8.訓練及び改善で実施」で計画する。

別図 避難経路



(4) 社屋・設備等における地震その他の災害対策(すぐにできる低費用対策)

① 本社社屋内では、地震による設備、什器類の転倒による社員のけがや業務への支障あるいは電子機器の損傷による貴重なデータの損失が予想されるため、予め下記のとおり、対策を検討し地震に備えるものとする。

また、社屋本体についても同様とし、洪水対策も実施する。

B-2-1、B-2-2 社屋および設備、什器、機器等の現況と対策計画

場所	設備名	対策の現況	実施計画
本社	社屋	・耐震診断済 診断後の対策実施済 ・洪水対策として土嚢を常備	現状を維持する。
	サーバー	社内サーバーを廃止し、安全な社外サーバーと契約した。	現状を維持する。
	書棚類	固定実施	現状を維持する。
	その他什器	固定実施	現状を維持する。
資材倉庫	資材棚	資材整理及び固定実施 水濡れ不可のものは二階へ	現状を維持する。

B-2-3 重要な情報のバックアップの現状と評価

文書名等	保管場所	担当部署 担当者	記録 媒体	バックアップの現状	バックアップの評価
契約関係書類	本社	営業部 部長	紙 PC	部 PC のほか、別途外付け HD に保管	本文及び HD は非常持ち出しとし、良好。
設計図書 施工管理資料	本社 作業所	工務部 部長及び 各担当	紙 PC	部 PC のほか、別途外付け HD に保管	現場の盗難防止を含め、HD は常時携帯のため、良好
竣工図書	本社 倉庫	工務部 部長	紙 CD	電子納品は、CD の複製、その他は別途外付け HD に保管	CD 及び HD は非常持ち出しとしており、良好
人事・経 理等会社 運営書類	本社	総務部 課長	紙 PC	部 PC のほか、別途外付け HD に保管	重要書類及び HD は非常持ち出しとしており、良好

②非常持ち出し訓練等

非常持ち出しは、定期的に訓練し、全社員の習熟度を高めるものとする。
具体的な訓練計画については、「8.訓練及び改善で実施」で計画する。

(5) 二次災害防止の実施計画

施工中現場・社屋等の当社設備による二次災害を防止するため、次の方策を計画する。

B-3-1 二次災害防止の実施計画

(令和3年6月11日現在)

対象工事・設備	担当	方 策
施工中の現場	作業所	<ul style="list-style-type: none"> ①仮設構造物・重機などの火災防止として消火器を常備し保管可燃資材を隔離し、延焼拡大を防ぐ。 ②油、有機溶剤等の流出防止のため、必要最小限の在庫保管とし、安全な保管場所の確保及び吸着マット等を常備する。 ③協力会社との合同パトロールによる危険個所のチェック及び補強・補修を行い、防災訓練を実施する。 ④近隣への通報体制を整える。 ⑤災害発生後は、作業所長を責任者として現場確認を行い、被災状況及び二次災害の可能性を把握・確認し、近隣への通報と必要な対策を実施する
本社等業務拠点	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ①本社、営業所及び資材倉庫には、原則、油類等の可燃物は保管しない。 ②消火器を常備・点検し、定期的に消火訓練を実施する。 ③湯沸室は電気機器を使用し、冷暖房も電気エアコンによるものとし、石油・ガスは使用しない。 ④災害発生後は、総務課長を責任者として社屋及び周辺の被災状況、二次災害の可能性を把握・確認し、近隣への通報と必要な対策を実施する。

(6) 災害時の組織体制と指揮命令系統

災害時において、重要な事業継続や速やかな復旧、発注者等の要請に迅速に答えるための体制を次の通り計画する。

B-4-1 対応体制・対応拠点の概要

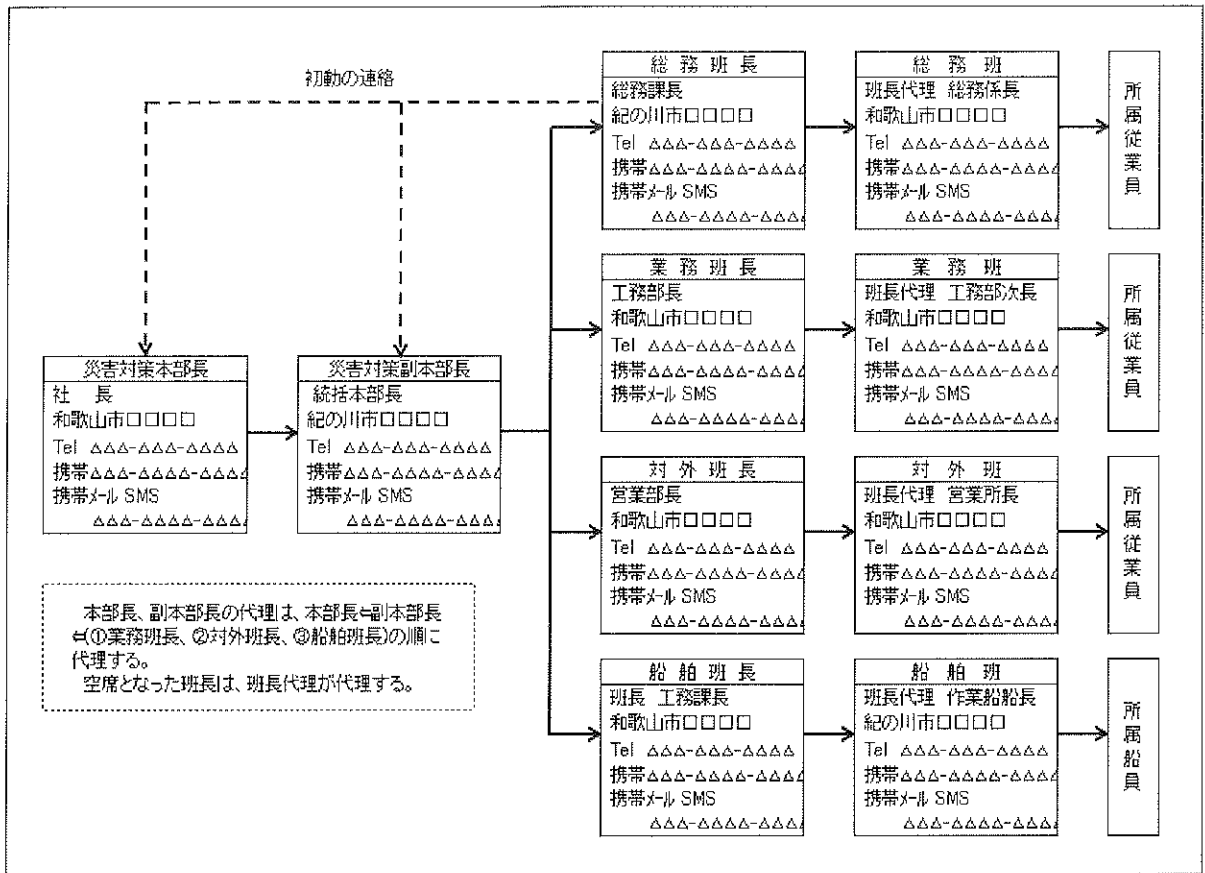
(令和3年6月11日現在)

事 項	説 明 ・ 内 容
1.初動体制発動基準 (対象メンバーが自動集散し、災害対策本部を設置する基準)	①和歌山県北部における震度6弱以上の地震の発生 会社機能の確認・復旧、施行中現場の確実な対応並びに災害協定に基づく業務の着手を行うため。 ②和歌山県北部に0.5m以上の津波到達予想が出たとき。 ③紀の川全域に洪水警報が発令されたとき。 ④上記以外でも相当の被害が発生した場合に、災害対策本部長が必要と判断したとき。
2.災害対策本部設置権限者、代理者	設置権限者：災害対策本部長 代理権限者：①副本部長、②業務班長、③対外班長、④船舶班長
3.災害対策本部要員	社長、各部署長その他役職者
4.設置場所と連絡手段(連絡先からの連絡手段)	本社2階執務室
5.災害対策本部内及びその近くに備える設備	パソコン10台、プリンター兼コピー機2台、ホワイトボード1台 上記機器用非常用電源(ポータブル発電機)2台 被災状況調査用ドローン1機
6.参集要領	①災害対策本部要員は、発動基準に達した場合、自動的に本社又は岩出営業所に参集する。 ②施工中現場の担当者は、発動基準に達した場合、自動的に直接現場に向かう ③それ以外の社員は、勤務時間外の場合、安否確認の連絡を行った上、家族及び家屋が安全な状況で有れば、本社又は岩出営業所に参集する。 ④移動途上の道路事情その他危険な状態で参集に6時間以上かかる場合は、無理をせず、連絡して指示を待つ。
7.各班の担当業務	①総務班：全体調整、被害状況確認、社員の安全確保・安否確認 ②業務班：応急災害復旧、二次災害防止、災害協定業務 ③対外班：行政機関との連絡調整、得意先・取引先等連絡 ④船舶班：自社船の避難、備船の現状把握、災害復旧配船調整

※岩出営業所(代替連絡拠点)については、C-1-1に記載する。

B-4-2 対応体制・指揮命令系統図

(令和3年6月11日現在)



(7) 緊急の救助作業時の安全確保

災害発生直後に救助要請があった場合の行動基準は次の通りとする。

B-6-1 救助要請時の行動基準

項目	行動基準
派遣要員	①災害対策本部の業務班が主体となって出動する。 ②派遣要員は同一場所には必ず2名以上とし、行動を共にする。
情報収集	救助現場の状況、必要な機材等を要請元から聴取して準備するが、情報が不十分の場合は、先遣要員2名を派遣して状況を把握し、その後応援要員又は交代要員を派遣する。
装備	施工現場と同様に、保安帽、安全靴等、安全装備を必ず着用する。
救助作業	①警察、消防等現地で指揮する機関等の指揮下に入り作業を行う。 ②指揮するものが明確でない場合は、他の参加者と協議して作業し、当社単独行動はとらない。 ③二次被害を受けないよう、安全確認を行って作業する。
報告・連絡	①派遣出発時は、行き先、作業内容、要員名等を災害対策本部に報告する。 ②作業完了時は、進捗状況、次の予定、帰社の有無等を報告する。

5. 対応拠点の確保

- ① 本社機能が麻痺し、重要業務を継続出来ない状況に対応するため、紀の川上流域にあり、津波、洪水の浸水域からも十分離れて、本社からも比較的近い(約 17km) 営業所を代替連絡拠点として選定し、以下に概要と役割分担を示す。

本社の代替拠点として設置する決定は災害対策本部長が行う。本部長が決定できない場合は、前項の対応体制に基づく代理者が決定する。

C-1-1 代替連絡拠点の概要

(令和3年6月11日現在)

1.代替連絡拠点名	岩出営業所
2.設置場所と連絡手段(関係先からの連絡手段)	岩出営業所 執務室 住所：和歌山県岩出市備前 42-2B 電話：△△△-△△△-△△△△ FAX：△△△-△△△-△△△△ Eメール：△.△@△△△△△△△△△△
3.連絡拠点への直接の緊急参集者及び責任者	岩出営業所長 他 2 名 ※工務部長が本社へ行けない場合はこちらへ 責任者：岩出営業所長 代理者：総務課長
4.代替連絡拠点設置の判断基準	・勤務時間外においては、本社の参集基準とおなじ。 ・津波浸水等、表 A-2-1 に記載する災害により本社が被災又は被災すると予想され、本社機能が喪失すると判断されるとき。 ・その他、災害対策本部長が決定したとき。
5.代替連絡拠点内及びその近くに備える設備	パソコン 1 台、プリンター兼コピー機 1 台、ホワイトボード 1 台 上記機器用非常用電源(ポータブル発電機)2 台
6.代替連絡拠点への移動手段	本社と同様に移動途上の道路事情その他危険な状態で、参集に 6 時間以上要する場合は、無理をせず、連絡をして指示を待つ。

C-1-2 代替連絡拠点の役割分担

(令和3年6月11日現在)

代替連絡拠点名：岩出営業所			
役割	具体的な業務	担当者	代理者
統括責任者	代替連絡拠点を統括する。 災害対策本部が移された時は交代する。	岩出営業 所長	総務課長
社内連絡 情報収集	社員安否確認等社内の連絡を行い、情報 収集・集約する。	岩出営業 所長	総務課長
緊急連絡	発注者・取引先との緊急連絡に当たる。	岩出営業 所長	総務課長
施行中現場 の状況確認	施行中現場の被害状況確認、二次災害の 防止策、工事中断などの連絡調整を行う	岩出営業 所長	総務課長

- ② 代替連絡拠点には、勤務時間内、勤務時間外を問わず、災害対策本部発動基準の災害が発生した時点で直近の者が参集し、代替機能を確保する。

6.情報発信・情報共有

(1) 災害直後に連絡を取ることが重要な機関との相互の連絡先の認識

災害直後、災害協定による業務は、国、和歌山県及び和歌山市とは各建設協会を窓口として連絡・調整することとなっているので、下記に連絡先等をまとめる。

D-1-1(1) 災害発生直後に連絡すべき相手先リスト (令和3年6月11日現在)

連絡相手 方組織名	連絡の 重要度	連絡先担当 者	連絡手段・連絡 先	連絡する趣旨	当社担当者 及び代理者
和歌山県 建設業協 会	高	〇〇〇〇	Tel 073-436-5611 Fax 073-436-2527 ※当社と徒歩 10分の距離の ため徒歩で連絡 可能	・災害協定による業務 の対応可能性の連絡 ・協定外の緊急業務の 有無の可能性	担当者 営業部長 代理者 営業所長
和歌山市 建設業協 会	高	〇〇〇〇	Tel 073-422-9944 Fax 073-424-5564 ※当社と徒歩 10分の距離の ため徒歩で連絡 可能	同上	担当者 営業部長 代理者 営業所長
近畿港湾 空港建設 協会連合 会(和歌山 県港湾建 設協会)	高	〇〇〇〇	Tel 073-444-4814 Fax 073-444-5474	同上	担当者 営業部長 代理者 営業所長

また、関係する国、県市の各機関の連絡先は、下表のとおりである。

これら機関は当社から最長でも1.7kmの距離にあり、災害時には、徒歩(2km/時)で約50分で到達可能であるため、通信手段が断たれても徒歩でも連絡が可能である。

D-1-1(2) 関係する国、県市の各機関

(令和3年6月11日現在)

関係する機関名	連絡の重要度	連絡先、連絡手段	当社担当者及び代理者
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	高	代表 Tel: 073-424-2471 総務課 Tel: 073-424-2471 Fax: 073-436-3658 徒歩:25分	担当 営業部長 代理 営業所長
近畿地方整備局 和歌山港湾事務所	高	代表 Tel: 073-422-8186 総務課 Tel: 073-422-8186 Fax: 073-422-8186 徒歩:50分	担当 営業部長 代理 営業所長
和歌山県 県土整備部	高	代表 Tel: 073-432-4111 総務課 Tel: 073-441-3060 Fax: 073-431-6350 徒歩:15分	担当 営業部長 代理 営業所長
和歌山県 海草振興局建設部	高	代表 Tel: 073-488-7876 総務調整課 Tel: 073-488-1366 Fax: 073-488-5182 徒歩:1.5時間	担当 営業部長 代理 営業所長
和歌山県 和歌山下津港湾事務所	高	代表 Tel: 073-431-7266 総務管理課 Tel: 073-431-7266 Fax: 073-431-7165 徒歩:40分	担当 営業部長 代理 営業所長
和歌山市役所 建設局建設総務部	高	代表 Tel: 073-432-0001 建設総務課 Tel: 073-435-1083 Fax: 073-435-1274 徒歩:30分	担当 営業部長 代理 営業所長

※資料として、各機関との災害協定書を以下に添付する。

- ①資料 h : 「災害時における近畿地方整備局和歌山河川国道事務所所管施設等の緊急災害対応業務に関する細目協定書
- ②資料 i : 国土交通省近畿地方整備局港湾空港部管轄区域における災害時の応急対策業務に関する協定書
- ③資料 j : 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書 (和歌山県)
- ④資料 k : 災害予防業務及び大規模災害時における応急対策業務の応援活動に関する協定書 (和歌山市)

(2) 施行中現場の連絡先リスト

施行中の現場の連絡先については、工事の受注、完成に伴って絶えず変更するため、別掲リスト(D-1-2)として巻末に添付し毎月末チェックし、見直しがあれば差し替えるものとする。

なお、リストの差し替えによる「F-3-1 計画の制定・履歴」の変更は行わない。

7.人員と資材の調達

(1) 自社で確保している資源の認識

災害協定による業務を実施するために、現在保有する人員、資材、建設機械等を把握しておく必要があることから、下表のとおり取りまとめる。

E-1-1(1) 保有している人員、資機材等(一般) (令和3年6月11日現在)

資源名	種 類	数量	備考
人 員	一級土木施工管理技士	24人	
	二級土木施工管理技士	4人	
機 材	ダンプトラック 2t 積み 産業廃棄物収集運搬許可車	3台	各現場で使用している 以外は、岩出営業所に近い貴志川資材置き場に保管する。
	バックホウ 0.25 m ³	2台	
	コンクリートモルタル吹付け機 8 m ³ /日	2台	
	発電機 2~4kW	2台	
	コンプレッサー 2.6 m ³ /min 0.69MPa	1台	
	ホイールローダ 0.5 m ³	1台	
	ホイールローダ 0.4 m ³	1台	
資 材	山留め用 H 鋼 H428×407×20×35	5本	日常的に使用するもの 以外は同上置き場とする。
	大型土嚢	30袋	
	小型土嚢	500袋	
	A型バリケード	100台	

E-1-1(2) 保有している人員、資機材等(作業船) (令和3年6月11日現在)

資源名	種 類	数量	連絡先
人 員	船 員	8人	
作業船	浚渫船兼起重機船 自社船 船籍：和歌山港 250t吊、18~20 m ³ 、硬土 5 m ³ 、砕岩用重錘 35t 装備 避難先：引船により沖合避難	1隻	船舶電話 △△△-△△△-△△△△
	引船兼押船 自社船 船籍：和歌山港 1300馬力 避難先：浚渫船と共に沖合避難	1隻	携帯電話 △△△-△△△-△△△△
	グラブ式浚渫船 傭船 所有者：〇〇港運(株) 避難先：係留場所	1隻	〇〇港運(株) △△△-△△△-△△△△
	土運船 自社船 密閉式 100 m ³ 積み 係留場所：大阪南港(平林地区) 避難先：係留場所 組立式台船 自社船 50 m ³ 積み 稼働しない時は、分解して陸上保管 稼働時の避難場所は係留場所	2隻 4隻	本社(工務課長)

(2) 備 蓄

災害対策本部要員並びに応急対策要員のため、3日間活動できる水・食料を
本社及び岩出営業所に下記のとおり備蓄する。

E-1-2 応急対応メンバーのための備蓄 (令和3年6月11日現在)

対象事業所	対象人数	品 名	数量	保存期間	保管場所	管理責任者
本 社	30 人	飲料水 2Lペットボトル	200 本	2 年	本社 2 階 執務室内	責任者 総務課長 代理者 総務係長
		非常食(ビスケット・カンパン・レトルト食品等)	計 300 食	3 年		
岩出営業所	10 人	飲料水 2Lペットボトル	50 本	2 年	営業所 2 階 執務室内	責任者 営業所長 代理者 総務課長
		非常食(ビスケット・カンパン・レトルト食品等)	計 90 食	3 年		

また、災害時の救助用機材、装備は下記のとおり備蓄されている。

E-1-3 災害時の救出用機材等の備蓄 (令和3年6月11日現在)

品 名	個 数	保管場所	管理責任者	備考
パール	5 本	資材倉庫	工務部長	毎月数量及び状態 点検
スコップ	5 本			
ツルハシ	2 本			
のこぎり	5 本			
ハンマー	5 本			
チェーンブロック	1 台			
セーフティブロック	3 台			
番線カッター	2 本			
梯子・脚立	5 脚			
投光器	10 台			
ポータブル 発電機	3 台			
担 架	2 台			
AED	15 台	本社、岩出営業所 浚渫船(新星)、資材 倉庫及び各工事所	総務課長	各工事所は1台と し、工事完成後、本 社に返還

(3) 自社外からの調達についての連絡先の認識

災害時の協定を実行するにあたり、自社の保有する人員、資材、建設機械等のうち、不足するものについて、協力会社やリース社等他社から供給してもらう必要があることから、災害直後に依頼する調達先並びにその代替調達先リストを下記のとおり作成する。

E-2-1(1) 災害発生直後に調達するリスト(通常の調達先) (令和3年6月11日現在)

連絡相手方	重要度	連絡先担当者	連絡方法	連絡する趣旨	当社担当者
〇〇組(株)	高	〇〇〇〇	Tel △△△-△△△-△△△△ Fax △△△-△△△-△△△△ 携帯 △△△-△△△-△△△△ e-mail: △△△△@nyffty.ne.jp	人員の確保 受注業務遂行 協力	担当者 工務部次長 代理者 工務部課長
(株)〇〇潜水	高	〇〇〇〇	Tel △△△-△△△-△△△△ Fax △△△-△△△-△△△△ 携帯 △△△-△△△-△△△△ e-mail:△△△△@mva.biglobe.ne.jp	潜水士の確保 受注業務遂行 協力	担当者 工務部次長 代理者 工務部課長
(株)〇〇〇	高	〇〇〇〇	Tel △△△-△△△-△△△△ Fax △△△-△△△-△△△△ 携帯 △△△-△△△-△△△△ e-mail:△△△△@.co.jp	機材のリース 建設機械・ 器具全般	担当者 工務部次長 代理者 工務部課長
〇〇産業(株)	高	〇〇〇〇	Tel △△△-△△△-△△△△ Fax △△△-△△△-△△△△ 携帯 △△△-△△△-△△△△ e-mail:△△△△@galaxy.ne.jp	材料の調達 セメント、 石材、砂、 鋼材他	担当者 工務部次長 代理者 工務部課長
(株)〇〇工房	高	〇〇〇〇	Tel △△△-△△△-△△△△ 携帯 △△△-△△△-△△△△ e-mail: △△△△@△△△△.ne.jp	安全装備・設 備の調達	担当者 工務部次長 代理者 工務部課長

E-2-1(2) 災害発生直後に調達するリスト(代替調達先) (令和3年6月11日現在)

連絡相手方	重要度	連絡先担当者	連絡方法	連絡する趣旨	当社担当者
〇〇〇〇 建設㈱	中	〇〇〇〇	Tel △△△-△△△-△△△△ 携帯△△△-△△△-△△△△	人員の確保 受注業務遂行 協力	担当者 工務部次長 代理者 工務部課長
㈱〇〇	中	〇〇〇〇	Tel △△△-△△△-△△△△ Fax △△△-△△△-△△△△ 携帯 △△△-△△△-△△△△	機材のリース 建設機械・ 器具全般	担当者 工務部次長 代理者 工務部課長
㈱〇〇〇	中	〇〇〇〇	Tel △△△-△△△-△△△△ 携帯△△△-△△△-△△△△ e-mail: △△△△@ woxder.ocn.ne.jp	材料の調達 セメント、 石材、砂、 鋼材他	担当者 工務部次長 代理者 工務部課長
〇〇〇〇 資材㈱	中	〇〇〇〇	Tel △△△-△△△-△△△△ 携帯△△△-△△△-△△△△	安全装備・設 備の調達	担当者 工務部次長 代理者 工務部課長

8. 訓練及び改善の実施

災害時にも重要な事業を継続又は迅速に再開するためには、全社員が計画を熟知し、確実に実行できる必要があり、また、計画の不具合を洗い出して改善するため災害を想定した訓練を以下に計画し実施する。

(1) 訓練計画及び実施

訓練計画は下記のとおりとし、毎年1回実施する。開催予定月は計画によるものとするが、担当部署において、業務状況、参加可能人員その他を把握し、確実に実施できる月を決定して、少なくとも半月前には実施日を参加者に周知する。実施後は、下記様式で実施記録を残し、実施の翌年度から5年間保管する。

F-1-1 災害時対応訓練の実施計画

(令和3年6月11日現在)

訓練名称	訓練内容	参加者	予定時期	実施場所	担当部署
災害時対応の確認訓練 (机上)	緊急参集メンバーが事業継続計画の応急対応、事業継続の部分を読み合わせ、各要員が行うべき対応を確認する。	指定メンバー	5月	本社 2F 執務室	工務部
安否確認訓練	携帯メールを基本に、社員全員に対して安否を問い、返信を確認して集計する	全社員	5月	本社 作業所 各出先	総務部
避難誘導訓練	災害時の避難・誘導訓練。 地震と火災発生を想定して屋外避難と点呼、消火訓練を行う。	訓練時 在席メンバー	5月	本社	総務部
非常持ち出し訓練	会社に保管する重要情報の非常持ち出し文書・データを直近の社員が計画通り持ち出せるか確認する。	訓練時 在席メンバー	5月	本社 各執務室	工務部

※平成30年5月の訓練を教訓に、全員参加を図るため上記の訓練を一括して、社外施設を利用した総合訓練(主に机上訓練)を数年(不定期)に1回開催するものとする

F-1-2 訓練実施記録様式

記録項目	内容
訓練の種類	
実施日時	
実施場所	
参加者	
訓練結果	
評価、改善点	

(2) 事業計画の改善計画及び平常時の点検計画

本計画には、社内外の人事異動、組織改編、工事受注の変遷その他により、随時変更される情報が掲載されており、情報を更新しなければ本計画の運用が有効に機能しなくなるため、定期的に情報をチェックし更新するための計画及び社会的要請や訓練等から得られた改善点を反映させるための定期的改善計画を下表のとおり実施する。

F-2-1 事業計画の定期的点検及び改善計画

(令和3年6月11日現在)

種別及び実施時期	点検又は改善項目	実施部署	統括部署	チェック
定期点検 四半期ごと (6月、9月 12月、3月) ただし、組織 改編など大 幅な変更時 は随時。	人事異動、組織の変更による指揮命令系統、安否確認の登録情報に変更はないか。	総務部	総務部	<input type="checkbox"/>
	関係先の人事異動により、電話番号メールアドレスの変更がないか。	各部署		<input type="checkbox"/>
	重要なデータや文書のバックアップを実施しているか。	各部署		<input type="checkbox"/>
	新たな施工現場が出来た場合、被災時の二次災害防止体制を整備し、事業継続計画に含ませたか。	工務部		<input type="checkbox"/>
定期的改善 毎年年度末 ただし、被害 想定の変更 の場合は随 時。	過去1年間で実施した対策を踏まえた計画全般の見直し。	各部署	総務部	<input type="checkbox"/>
	被害想定などの発表・更新に対応した計画の見直し。	総務部		<input type="checkbox"/>
	訓練結果を踏まえた計画の見直し	各部署		<input type="checkbox"/>
	年度予算で取り上げる対策の検討	各部署		<input type="checkbox"/>

定期点検、定期的改善により、本計画を改訂するときは、改訂した履歴を巻頭の「F-3-1 計画の制定・改訂履歴」にその旨記録する。なお、改訂に伴う社内手続きは、当社文書規定に従い、総務部が行い全社に周知する。

また、定期点検については、各部署毎に下記様式で1年間記録し、翌年度から5年間保管する。

F-3-2 定期的な点検の実施記録

定期点検の実施日	点検内容と是正処置	点検部署	承認者
令和○年○月○日			

(別掲リスト)

(令和3年6月11日現在)

工 事 名	発注機関	工 期	発注担当者 連絡先	現場代理人 連絡先	夜間・休日担当 者連絡先
市道 加太90号線 災害復旧工 事	和歌山市 都市建設局 道路河川部 道路建設課	R1.10.3 ～ R4.3.30	〇〇〇〇 携帯 △△△-△△△-△△△△	〇〇〇〇 携帯 △△△-△△△-△△△△	〇〇〇〇 携帯 △△△-△△△-△△△△
道改交金 第3号9 国道370号 道路改良工 事	和歌山県 伊都振興局	R2.10.27 ～ R3.7.23	〇〇〇〇 携帯 △△△-△△△-△△△△ 局代表電話 0736-33-4924	〇〇〇〇 携帯 △△△-△△△-△△△△	〇〇〇〇 携帯 △△△-△△△-△△△△
道改交金 第5号-10 国道370号 道路改良工 事	和歌山県 伊都振興局	R2.10.27 ～ R3.7.23	〇〇〇〇 携帯 △△△-△△△-△△△△ 0736-33-4924	〇〇〇〇 携帯 △△△-△△△-△△△△	〇〇〇〇 携帯 △△△-△△△-△△△△
つつじが丘 テニスコート周辺 駐車場等拠 点避難地整 備工事	和歌山市 都市建設局 道路河川部 道路建設課	R3.2.27 ～ R4.1.22	〇〇〇〇 代表電話 073-435-1087	〇〇〇〇 携帯 △△△-△△△-△△△△	〇〇〇〇 携帯 △△△-△△△-△△△△
第5-13-5 和歌山下津 港 港湾整 備(既存)工 事	和歌山県 下津港湾 事務所	R3.3.6 ～ R3.11.30	〇〇〇〇 代表電話 073-431-7267	〇〇〇〇 携帯 △△△-△△△-△△△△	〇〇〇〇 携帯 △△△-△△△-△△△△
第5-32 和歌山下津 港 港湾整 備(既存)工 事	和歌山県 下津港湾 事務所	R3.5.1 ～ R4.1.25	〇〇〇〇 代表電話 073-431-7267	〇〇〇〇 携帯 △△△-△△△-△△△△	〇〇〇〇 携帯 △△△-△△△-△△△△

資料-f 重要業務目標時間の検討根拠

※人事異動(退職等による)員数変更時の最新見直し年月日 令和3年6月11日)

1. 従業員の当社等への参集時間の把握

当社従業員は、右表に示す通り、全社員42名中26名が和歌山市内に在住している。和歌山市は、北部に紀の川、南部に和田川が東西に横断しており、これらは、災害時に通行遮断される懸念がある。そこで和歌山市域を河川を境界として北部、中心部、南部に分け、さらに和歌山市以外は、紀の川中流域を紀北地区、和歌山市以南の海南市に区域割りし、徒歩(2km/時として)で参集する時間を把握した。
但し、船員については、和歌山港に係留し、自宅にいる場合を想定した。

2. 時間区分によるグループ分け

夜間、休日を念頭に、必要人員が参集し対応体制が整い、被害状況等の概況が把握整理できるまでの時間を4時間程度と設定し、重要業務の最小目標時間6時間をベースとして、最初の4時間以内に参集できるものをAとし、以降2時間刻みでB、C、Dの4グループに分けた。

代替連絡拠点として、津波、洪水の浸水域から離れている岩出営業所を用意しているが、距離的に考えて、紀北地区の従業員は、直接、岩出営業所へ参集させることが最も有効であるので、岩出営業所への参集時間で区分する。

3. 代替連絡拠点への集参

本会社に4時間以内で参集できるAグループ従業員は、本会社に隣接住居する役員、船舶に参集する船員を除けば16名で、すべて和歌山市内在住である。
但し、従業員自身の被災や本社への道程の被害程度を勘案し、30%程度の参集可能率と考えると約5名程度となる。
日常的に本社においては、社長以下5名いれば十分その機能を維持できることから、最小目標時間は確保できるし、残る重要業務にも対応が可能である。
また、岩出営業所のAグループは3名であり、本社と同様に30%程度の参集率と同程度としてして初期段階で1名程度となる。しかしながら、代替施設への切り替え決定までにはある程度時間がかかり、それまでには複数の参集もできると考えられるのでバックアップは可能である。
以上のことから、人的に本社機能は維持できるので、残りの稼働可能従業員は、施工中現場の被害状況確認に従事させることが可能となる。

4. 船舶(新星)の避難退避

作業船は、工事に従事している時は船員が船中泊しているので、夜間であっても直ちに沖合に避難が可能であるが、工事に従事せず、和歌山港に係留している時は、避難に必要な最低人員3名が予想津波到達時間約50分以内に船舶に集参することが困難であるため、3名が交替で宿直勤務し、避難できる体制を整える。

5. 最寄り事業所への徒歩による到達時間の検討

※1 社屋所在地
本 社 (対策本部) 和歌山県和歌山市
岩出営業所 (代替施設) 和歌山県岩出市

※2 時間区分

- ①時間区分は、目標社屋まで徒歩(時速2km)で行く場合の到達時間を、以下に区分した。
A: 4時間以下、B: 4時間を超え6時間以下、C: 6時間を超え8時間以下、D: 8時間超過
- ②時間区分の内、赤色は役員及び顧問を表す。斜字は、岩出営業所に対する時間区分としている。
- ③新星は、和歌山港内係留時とし、船までの到達時間を赤色斜字で示す。

番号	従業員名	職位	住所	住居地区分	本社		岩出営業所		時間区分	
					距離(km)	時間(h)	距離(km)	時間(h)		
1		社長		和歌山市中	0.1	0.1			A	
2		取締役		和歌山市中	0.1	0.1			A	
3		営業部長		和歌山市中	3.7	1.9			A	
4		営業所長		和歌山市中	4.3	2.2			A	
5		工務部		和歌山市中	0.2	0.1			A	
6		工務部		和歌山市中	2.3	1.2			A	
7		工務部		和歌山市中	2.3	1.2			A	
8		工務部		和歌山市中	6.0	3.0			A	
9		工務部		和歌山市中	4.7	2.4			A	
10		工務部		和歌山市中	5.9	3.0			A	
11		総務部		和歌山市中	0.1	0.1			A	
12		総務部		和歌山市中	1.2	0.6			A	
13		工務部		和歌山市中	4.2	2.1			A	
				和歌山市中心地区在住者数	13名					
14		工務部長		和歌山市北	9.3	4.7	7.3	3.7	B	
15		工務部次長		和歌山市北	7.5	3.8			A	
16		工務部課長		和歌山市北	7.4	3.7			A	
17		工務部課長		和歌山市北	7.5	3.8			A	
18		総務係長		和歌山市北	4.1	2.1			A	
19		工務部		和歌山市北	6.6	3.3			A	
20		工務部		和歌山市北	10.3	5.2			B	
21		工務部		和歌山市北	10.0	5.0			B	
22		工務部		和歌山市北	6.2	3.1			A	
23		工務部		和歌山市北	6.7	3.4			A	
				和歌山市北部地区在住者数	10名					
24		建築部長		和歌山市南	6.8	3.4			A	
25		技術顧問		和歌山市南	9.0	4.5			B	
26		工務部		和歌山市南	8.8	4.4			B	
				和歌山市南部地区在住者数	3名					
27		総務課長		紀北			3.7	1.9	A	
28		営業所長		紀北			9.5	4.8	B	
				紀北地区在住者数	2名					
29		工務部次長		海南市	20.4	10.2			D	
30		工務部課長		海南市	20.5	10.3			D	
31		工務部		海南市	13.5	6.8			C	
				海南市在住者数	3名					
32		工務部		紀中・紀南			御坊営業所	1.8	3.1	A
33		工務部		紀中・紀南			御坊営業所	35.0	17.5	D
				紀中・紀南在住者数	2名					
34		船長		新星	23.0	11.5	6.2	3.1	A	
35		船員		新星			単身赴任で常時船中泊可能		A	
36		船員		新星	3.4	1.7			A	
37		船員		新星	8.0	4.0			A	
38		船員		新星	8.0	4.0			A	
39		船員		新星	13.8	7.0	3.2	1.6	A	
40		船員		新星	24.7	12.4			D	
41		船員		新星			単身赴任で常時船中泊可能		A	
				作業船乗り組み員数	8名					
42		技術顧問			1名					
				県外在住者数	1名					
合計					42名					

※1.氏名を赤字で記載している社員は遠隔地住居の為、通常の通勤手段が使えない場合は、自宅待機とする。
※2.工務部長は、本社への移動が困難な場合は、岩出営業所へ移動する。